

議事要旨(1)棚卸資産専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正案について、次回の委員会で公表を議決する予定であることが説明された。

引き続き、高津研究員から審議事項(1)-1及び審議事項(1)-3に基づき、検討している会計基準の文案についての前回からの修正事項と、会計基準とあわせて公表する「公表にあたって」の文案について説明がなされた。事務局からの説明の後、委員からは次のような発言がなされた。

（最終仕入原価法の取扱いについて）

- ・ 文案の第34-4項では、「期間損益の計算上弊害がない場合」を最終仕入原価法が容認される場合として記載している。これは、「期間損益の計算上著しい弊害がない場合」としていた公開草案とは異なるものであり、この修正により、文意が大きく変わるのではないかという懸念がある。また、弊害があるかどうかについては、財務諸表作成者の判断が入ると考えられるため、「弊害がないと考えられる場合」などの表現を検討すべきではないか。
- ・ 今回の文案修正により、従来最終仕入原価法を採用している企業に対して、今後継続適用を認めないということを意図しているのかどうか。公開草案をすでに公表している以上、そうした修正には慎重になる必要があり、文意を確認したい。

この点について、事務局からは、最終仕入原価法は現行の実務においてもごく限られた場合にのみ認められる方法と考えているが、「著しい」と記載することで逆に最終仕入原価法がより広く容認されているかのように誤読される恐れがあるとの専門委員会での意見があったことから、「著しい」を削除したものであるとの回答がなされた。

（第72項の注記の記載について）

- ・ 公開草案では、当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額に関する情報が投資家に対して有用な情報を提供すると考えられることから、こうした情報を財務諸表に注記することは妨げられないと考えられる旨を明記していたところ、公開草案へ寄せられたコメントを踏まえて、この点を明記せず、代わりに当委員会での議論の経緯を記載することが、前回の委員会に引き続き、第72項で提案されている。前回の委員会でも発言したが、会計基準の対象外の内容を検討し削除したという経緯まであえて残す必要はないのではないか。
- ・ こうした情報は投資家にとって有用と考えているため、当該情報の開示について議論がなされたという経緯は残すべきではないか。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準の文案を検討していくこととされた。

以上